

令和5年10月2日

○佐々木正行委員

公明党の佐々木です。よろしくお願いします。

前回の常任委員会でも質問させていただきました物流の2024年問題について、前回は運送事業者への影響という観点から様々な質問をさせていただきましたが、今回は地域経済や県民生活にどのような影響があるかということを含めて質問させていただきたいと思っています。

いよいよ来年の4月から、トラックドライバーにおきましても時間外労働の時間が960時間に制限されてしまうというようなことが現実味を帯びてきたというような時期が来ました。どういうことが起こるかということ、まず物流の停滞です。それから、そういう物流運送業界の売上げとか、そういう利益が減少してしまう、もう一つは、トラックドライバーの収入が減少してしまうというようなことが起きるわけでありませけれども、なかなかその状況を把握しているというか、認識している県民の皆様も少ないのではないかと思いますし、そういう認識においても、どのような危機感を持って対応しているのかということで、運送業界がどうしても受け身になってしまっているという実態があるようです。というようなことを解消していかなければ、全然解決しないような問題がありますので、そういう危機感の共有というものも一つは大事なんじゃないかなと思います。

その上で、物流の2024年問題が実際に発生するというようなことを想定すると、地域経済とか県民生活にどのような具体的な影響があるかということを確認しているか、まず最初にお聞きします。

○商業流通課長

物流の2024年問題では、輸送能力が低下する可能性が指摘されておりまして、指定した日時に必要なものが届かないという事態が、様々な場面で発生する懸念が高まります。具体的には、一般消費者が購入した宅配物が速やかに届かない、製造の現場において必要な部品が工場に届かず製造ができない、小売店に生鮮食品などの商品が並ばないといったように、消費者のみならず、全ての産業の経済活動にも大きな影響が生じる懸念がございます。

○佐々木正行委員

様々な要因があるということも、私自身も感じているところでありませけれども、2024年以前の問題として、業界そのものの固有の課題というか、そういうものもあるというふうに思いますが、それについてどういう認識をしているか教えてください。

○商業流通課長

現在でも物流業界は、物流コストが取引価格に反映されにくいことや長時間の荷待ち、多重下請構造、慢性的なトラックドライバー不足など、多くの課題を抱えています。これらの課題に対応するには、コスト上昇分を適切に取引価格に転嫁して賃金水準を上げることや、長時間労働につながる商慣行の見直しを行うことが必要になります。また、再配達率の高止まりやコスト負担の構造

が見えにくい送料無料表示を見直すなど、消費者の意識改革や行動変容を促すことが物流負荷の軽減のために重要になります。さらに、トラック等の自動車で行われる貨物運送を鉄道や船舶の利用へと転換するモーダルシフトや、自動運転の推進による物流の効率化なども不可欠でございます。

○佐々木正行委員

おっしゃるとおりなんです。それができれば、本当にそれにこしたことはないのですけれども、それをどうやるかということ、県がどこまでできるかということは、国が、まず様々示さなければできないことは分かっておりますが、ここまで来ると、国が、今も動きがあったりして、6月には物流革新に向けた政策パッケージというのもしましたが、また新たな動きがここに来てあって、まず国がこの問題をどのようにやっていくかというのは、いよいよ本腰を入れて動いてきた感じがしておりますが、その後、今の動きというのは、何か掌握されていることがございますか。

○商業流通課長

まず、物流革新に向けた政策パッケージに盛り込まれました高速道路のトラック速度規制の引上げを受けまして、警察庁は有識者会議を設けて、高速道路における大型貨物自動車等の速度規則の在り方について検討を始めているとのことでございます。また、国土交通省では、この7月にトラックGメンを創設し、トラック事業者からの情報収集を積極的に行っていると聞いております。なお、報道によりますと、岸田総理は今週にも関係閣僚会議を開催し、物流革新緊急パッケージを取りまとめることを明らかにしましたので、引き続き国の動向にも注視してまいります。

○佐々木正行委員

この緊急パッケージがどういう中身なのか、どのくらい掌握なさっているかは、もちろんこれからなんでしょうけれども、県ができることというものを、このパッケージが出た瞬間に察知して、どういうことができるかということを考えていただきたいと思うんです。それは、国のことを待っていて、そのまま横流しにするんじゃないかと、恐らく県も非常に重要な役割を担っていかなければいけないんじゃないかと思えますし、また積極的に関わっていただきたいと思うんです。

その上で、デジタルツールの導入とかも、ぜひ考えていただきたいというふうに思うんです。まず、どういうふうになっちゃっているかということ、ドライバーの拘束時間です。それが非常に大変だということですね。海上コンテナなんかは、何時間も待ちちゃっているわけですね。そういうものをどうしていくかということも、県だって意見を言えないわけじゃないと思うので、そういうところもやっていただきたいし、あと負担をかける荷待ちとか荷役の時間の削減です。こういうところも、どういうパッケージになるか分かりませんが、いろいろな議論に参加して、行政がしっかり業界に対して、また地域経済に対して責任があるんだということを示していくことが非常に大事だと思っております。なので、こういうデジタルツールの導入なんかも、事業者自体の様々な管理も含めて、必要なものは県もちゃんと掌握して具体的に示してあげるような、そういうような構えを見せていただきたいということも要望

しながら、県として今後どのように取組を行っていくか、お願いしたいと思います。

○中小企業部長

物流の2024年問題、2024年4月まであと半年ということになりました。まさに、待ったなしの喫緊の課題だと認識しております。物流は、経済の血流と呼ばれるほど、現代社会において大変重要な役割を果たしております。この問題は、決して物流業界だけの問題ではなく、産業界全体としての問題であり、また消費者にとっても、自らに影響を及ぼす自分事として捉える必要があるというふうに考えております。

県としても、この物流の2024年問題に対して、できることからしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。まずは、他産業と比べて低いと言われている賃金につきまして、貨物運送事業者が適正な運賃を確保できるように、親事業者約2,000者に対しまして、取引価格の適正化について要請を行ってまいりたいと考えています。また、県の広報ツールを活用しまして、危機意識の共有はもちろん、再配達削減や商慣行の見直しなどについて広く周知をしまして、県民や事業者の意識改革や行動変容を促してまいりたいと考えております。

あと、さきに答弁がございましたけれども、国では、物流革新緊急パッケージを策定しているという中でございます。その中では、荷物の仕分けの機械化や再配達削減に加えまして、自動運転の促進などが検討されているということでございますので、国の情報もしっかりと収集しながら、県庁内の関係局・関係課とも連携しまして、物流の2024年問題に取り組ましまして、重要な社会インフラである物流を、県としてもしっかりと支えてまいりたいと考えています。

○佐々木正行委員

今、部長が御答弁いただいたことが全てですけれども、この緊急パッケージで今、おっしゃっていた岸田総理の賃上げをしっかりとやっていこうという、そういう待遇改善についても出してくださるという御発言もあったように聞いておりますので、そういうことからすると、産業労働局全体として本腰を入れて取り組んでいただきたい、このように思っております。この働き方改革というのは確実にやらなければいけませんけれども、業界自体が疲弊してしまっていたら、さっきおっしゃっていた、物流は人間でいえば血液みたいなもの、そのような業界ですので、ぜひ本腰を入れて、消費者の意識改革も含めて取り組んでいただきたいことを強く要望させていただきたいと思います。

次に、介護ロボットの普及促進についてお伺いさせていただきます。

9月14日の代表質問でも取り上げましたので、それに対して少し具体的にお話を聞いていきたいと思っております。

私は、ロボットは介護分野に使うべきだというふうにはずっと思っていて、介護ロボットを含めた生活支援ロボットの支援について、県は今までも様々やってきたと思っておりますけれども、確認の意味で、どのような取組を今、行っているのかお聞きいたします。

○産業振興課長

今年7月にロボット実装促進センターを設置しまして、ロボットの導入に踏

み出せない病院や商業施設等において、現場の課題の聞き取りですとかロボットの活用に向けた提案などをしまして、導入を後押しする支援を行っております。また、ロボットの活用が進んでいない施設とロボット企業をマッチングしまして、施設に適したロボットの提案や、より有効なロボットを製作するため、ロボットの改良等も今後、支援してまいります。さらに、特区の取組で商品化したロボットを購入する際、その購入経費の一部を補助し、導入を支援しております。

○佐々木正行委員

今年度開始したロボット実装促進センターについては、どのような課題を認識しながらそれを設置してきたのか、その辺りについてお伺いします。

○産業振興課長

コロナ禍をきっかけに、デジタル化の加速や労働力不足が、社会経済情勢が大きく変化した中で、ロボットの価値が非接触ですとか効率化といったことで再認識されまして、需要が高まってきている状況でございます。このチャンス逃がさず、ロボットの社会実装を一気に加速させていくため、新たな取組として今年度から開始したものです。

また、県内には病院、福祉施設、商業施設など、ロボットによって労働力不足等の課題解決が期待できる施設が数多くあります。そうした施設へロボットを導入するに当たっては、スピードのみを優先するのではなく、施設の運営者や利用者の目線に立って丁寧に社会実装を拡大していくため、このセンターを設置したものでございます。

○佐々木正行委員

センターを設置した意味みたいなものは、そのとおりでと思うので、進めていただきたいのですが、7月に設置してから具体的にどのように取り組んでいるのか、今後、取組をこのようにしていこうという予定はあるのか、それについて具体的に教えてください。

○産業振興課長

まず、7月18日に設置しまして、それから取り組みましたこととして、関係機関や企業にメールマガジンですとかチラシなどによる広報を行いました。また、ロボット実装促進センターから施設に、電話による事業の説明なども行ってきました。また、8月9日、18日の2回、ロボットの導入事例を紹介するオンラインセミナーを開催しまして、昨年度、導入実証を行った宿泊施設と商業施設の事例紹介を行いました。

さらに、施設の課題解決に資する生活支援ロボットの製作に、ロボット企業と一緒に取り組む県内施設を募集しておりまして、8月に締め切りまして、現在、採択に向けて審査を進めているところです。近日中に幾つかの施設を決定しまして、それに対してロボット開発企業の募集を開始いたします。11月中旬頃には、ロボット開発企業を採択しまして、施設と企業が連携したロボット製作プロジェクトがスタートいたします。

○佐々木正行委員

私も聞いていますと、何か一歩進みそうな感じがするんですが、十何年これをやってきて、全然進んでいないというのが、本当は現状なんです。ロボット

産業特区は相模原、私の地元も入っているし、さがみ縦貫道路沿いの10市2町が名を連ねていただいているわけなんです。やっぱり最初の特区の成り立ちから考えると、うちで言えば産業労働局、経産省が先行して行ったものだから、なかなか福祉系とか、そういう厚生労働系のところが後からついてきて、具体的にこのロボットをどうしようかというときに、やはり技術者のほうが先に入っちゃったものですから、物すごく優秀なロボットを造って、値段も物すごく高く、そこまで要らないというものまで造っちゃったものだから、なかなか導入をされないし、介護保険の適用に全然ならないというようなことが大きな課題だったんです。

それを本格的に神奈川県が、代表質問でも質問を作るときに提案しましたけれども、福祉子どもみらい局と、具体的には介護サービス課とか、そういうところと連携して、本当に必要なものだけ余分なものはそれで、こういうものが必要なんだというものを安価でしっかり造っていくという体制をつくってほしいと代表質問をさせていただいたわけなんです。なので、本当に連携を、産業労働局産業振興課として具体的な現場のニーズ、課題をしっかり掌握して、施設とか利用者が本当に役に立つなと思わせるようなロボットの開発をしていただかなければ、やっぱり絵に描いた餅、地元の商工会議所とか事業者の方が、出口が見えないんだと言うんです、指摘されちゃうんです。そこを具体的に前に向かせると思いますか、多くの事業者がこれはいけるなと思えるような、そういう施策を、成功例を出していただきたいというような体制が今回できたというように思っているの、そのようなことから、どのような取組を具体的にしていこうとしているのか、これについて教えてください。

#### ○産業振興課長

委員が本会議の代表質問でもされまして、知事の答弁を受けまして、福祉子どもみらい局では、今後、全ての介護事業所に対して、ロボットに関する具体的なニーズや導入する上での課題などを調査する予定としております。この調査結果を産業労働局のほうでも受けまして、まずロボット実装促進センターで分析し、現場のニーズに沿った、ニーズの高いロボットの開発や改良が進むように、できるだけ多くのロボット開発企業に促してまいります。また、調査によって判明したニーズや課題を踏まえまして、施設にコンサルティングを行いまして、施設のニーズに適したロボットの導入が進むように取組を進めてまいります。

#### ○佐々木正行委員

今、大変ありがたいことに、全ての介護事業者等に調査をしていただけるというようなことなので、これが本当に肝ですよね。ここからどういうふうに展開していくかが非常に大事になってくるので、そこから今度は現場のニーズから生まれた介護ロボットをより多く社会実装していく必要があるのではないかと思います。その中で、この有用性を広く福祉施設ですとか病院とか、そういうところで活用していただきながら、実装していただきながら、県民の皆様にも広く理解してもらい必要があるのではないかと思います。そのための具体的な取組とか考え方があればお伺いいたします。

○産業振興課長

今後、福祉子どもみらい局等と連携しまして、病院や介護施設に働きかけて、実際に介護ロボットをお使いいただき、効果検証を行ってまいりまして、実装に結びつけていこうと考えております。また、介護ロボットを扱う産業展示会等でロボットの体験機会を提供することで、施設に加えて、県民の方々に向けても普及啓発を図ってまいります。さらに、ロボットの導入を検討する施設や県民の方々に3D映像のロボットをバーチャルで体験してもらい、リアルだけではなくデジタルでも普及啓発を行う仕組みを今、作成しているところでございます。

○佐々木正行委員

先ほども申し上げましたけれども、御答弁いただいていると、その取組が進みそうな感じはすごく受けるのですが、一方で現場から求められるロボットがあったとしても、有料老人ホームの中でも、比較的裕福など言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう方々が活用できる可能性はあると思うのですが、なかなか資金面でも厳しい介護施設が多いと思うんです。そこで、値段が高ければ導入できないんです。なので、そこについて具体的にどのように考えているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、介護保険に乗せていけるようなロボットであればいいですけども、それがなかなか、今までもさんざんいろいろやってきましたが、難しい部分があったので、今回、そこにも執念を持って取り組んでいただければと思っています。そこについてのお考えをお伺いいたします。

○産業部長

委員お話しのとおり、これまで産業労働局でも福祉子どもみらい局でも補助金でしたが、やはり実態としては、なかなか導入が進んでいない状況でございます。そのため、今後、福祉子どもみらい局との連携を一層強化しまして、介護現場のニーズ、課題をまず正確に把握し、現場で役立つロボットの開発支援に注力していきたいと考えております。そして、今年7月に設置しましたロボット実装促進センター、こちらを活用しまして、導入に向けた施設のサポートをしっかり行って、介護ロボットの社会実装普及を加速させていきたいと考えております。この介護ロボットの普及を加速させることで、ロボットの開発と実装、こういった好循環が生まれることによって、価格も低下が期待できるのではないかと考えております。こうした流れをぜひともつくっていきたいと考えております。

また、介護保険については、ずっといろいろ議論はあったのですが、なかなか介護保険まで適用になっていない状況ではございますので、こちらも福祉子どもみらい局、あるいは国、経済産業省とか厚生労働省と連携しながら、要は、最終的には保険適用になれば一番いいのかなという考えはございますので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、それに向けて取り組んでいきたいと考えております。

○佐々木正行委員

丁寧な御答弁ありがとうございます。

いろいろな基金とかが使えないとか、導入に当たっては、いろいろな角度

からぜひ御検討いただければと、このように思っています。最終的には、今、部長がおっしゃったような保険適用になるというのが理想なんですけれども、そこまでいくには相当時間がかかっちゃいますでしょうから、大量生産できる新たなロボットの開発ということで、そういう本当に必要だと思っていただけるようなロボットを開発できれば、そのようになっていくと思うので、それを実行できるような体制をさらに強化していただきたいことを要望して次の質問に移ります。

次は、報告資料にもありますセレクト神奈川NEXTの評価とか課題、次期誘致施策の検討状況とか書いてありますけれども、ここについて少しお話しさせていただきますと思います。

この中で、対象産業に脱炭素関連産業の追加を検討しているということでありましてけれども、これはどのような考えの下に、対象産業として含めることができたのかお伺いします。

○企業誘致・国際ビジネス課長

県では、今後の成長が見込まれる産業として、これまで未病であるとかロボット、先端医療などのほか、県経済の基盤となる産業の維持発展のために、輸送用機械器具などを対象産業としてきました。今回の見直しも、インベスト神奈川からセレクト神奈川NEXTまで、それぞれの施策で対象となる産業は、その時々々の時勢、情勢の変化に合わせて追加等を行ってきたという状況でございます。

○佐々木正行委員

そういう意味からすると、コロナ禍で、私が予算委員会で提案をさせていただいて、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業、これは新たに対象とするべきだというふうに質問させていただきました。そのときは、まさにマスク、防護服、消毒液といったものが全く入ってこなくて、みんな日本のサプライチェーンの脆弱性が浮き彫りになったときでしたから、県内でそういう産業がないと県民の命、暮らしを守れないという観点から、そのときはそういう質問をさせていただいたわけでありましてけれども、今後、新たに対象になったところでありましてけれども、そのときに質問してから、実績として、実際にそういう産業が誘致されたのか、それについてお聞きします。

○企業誘致・国際ビジネス課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年1月にセレクト神奈川NEXTの対象産業に新型コロナウイルス感染症の感染の防止に資する医療・衛生製品関連産業を追加しました。医療製品として医薬品、医療機器、衛生製品として不織布マスクなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する製品の製造等を行う事業計画を立地支援の対象としたところでございます。

これまでの実績ですが、1件だったと思います。具体的には、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種による発熱への対処として解熱鎮痛剤の需要が拡大し、その生産を増やすため、小田原市内に工場を新設する事業計画を認定しました。そのほかにも、不織布マスクを製造する企業の認定などを行ったのですけれども、申請する時点では、マスクは主たる製造品ではないということでしたので、新型コロナウイルス感染症の対象産業ではなくて、また違う先端素

材関連産業として認定した、そのような事例などもございました。

○佐々木正行委員

答弁でも、その時々々の時流といいますか、大事なところを対象としていくという考え方は柔軟であるとは思いますが、次期誘致施策においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業というのはどのようになる予定なのかお伺いします。

○企業誘致・国際ビジネス課長

対象産業は、経済社会情勢の変化に応じて見直しておりますので、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、次期誘致施策では対象産業からは外すことを検討しております。

○佐々木正行委員

今、医療現場や介護現場ではコロナのクラスターも起こっているような実態がありますし、インフルエンザ、それからコロナ、腸炎などの薬が足りないぐらい、まだ多く発生している状況があります。法で決めた5類にはなっていますが、現場はまだ大変な状況があって、そういう中で、様々なPCR検査も含めた簡易キットなんかも、義務化ではありませんのでやらなくても、本当にどれぐらい感染者がいるかというのともつかみ切れないような状況で、私はまだ余波が残っていると思っています。今後も今はそういう形で考えているということなんですけど、感染症というのは、100年に1回ではなくて毎年起こってくる可能性だってあるわけです。その中で、こういうパンデミックが起こる可能性だってまだまだあると思うんです。そのようなときに、医薬品とか衛生製品を支援対象とするということは、私は非常に大事だと思うし、そうしておくべきじゃないかこのように思いますが、いかがでしょうか。

○企業誘致・国際ビジネス課長

委員のおっしゃるとおり、コロナウイルスはなくなったわけではございません。今後の備えという観点も必要ですので、今回の新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業の中でこういったものを継続的に支援対象とすべきか、そういった面に関しては引き続きしっかり検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木正行委員

検討していただけると大変ありがたいかと、このように思いますけれども、パンデミックが起こってからいきなり誘致して、マスク、防護服、消毒液、薬を作ってくれと言ったって、そんな簡単にできるわけではないです。先ほどの先行会派への答弁でありました慎重に利益がちゃんと出るかどうか考えて、企業は何年もかけてそこに誘致するか考えるわけですから、そういうところも急にできないということは、御掌握しているとは思いますが、含めてその検討に入っていただければというふうに思います。それは強く要望しておきます。

それから、企業誘致施策については、県内経済の活性化と雇用の創出を図るために取り組んでいるというふうに承知しているところですが、これまでの施策における雇用の実績、これについて伺います。

○企業誘致・国際ビジネス課長

現在、補助金の交付を受けている 244 事業所に対して行ったアンケート調査の結果によりますと、令和 4 年 12 月末時点の雇用実績となりますけれども、正社員 3 万 4,887 人、正社員以外の社員として 6,502 人、合計で 4 万 1,389 人となっております。

○佐々木正行委員

セレクト神奈川NEXTにおいて支援を行う際の企業に求める雇用要件、これについて確認の意味で教えてください。

○企業誘致・国際ビジネス課長

新設する工場等において、常用雇用者が大企業は 50 人以上、中小企業は 10 人以上とすることを要件としております。常用雇用者とは、雇用期間の定めがない方ですので、いわゆる正社員に近いと思います。また、企業立地促進補助金を活用した企業には、少なくとも 10 年間の操業義務期間において、大企業 50 人、中小企業 10 人以上の雇用を義務づけているところでございます。

○佐々木正行委員

県民の雇用というのは、そこで求めているのかお伺いします。

○企業誘致・国際ビジネス課長

現在、雇用については、神奈川県民であることは求めておりません。

○佐々木正行委員

いろいろな難しい部分もあると思うのですが、県民雇用を要件としていない理由についてお伺いします。

○企業誘致・国際ビジネス課長

本県の企業誘致における強みといたしましては、交通アクセスのよさというものが挙げられます。これは、通勤についても同じことが言えまして、通勤に便利だからこそ、企業は神奈川県内だけでなく、首都圏から優秀な人材を集めることが可能になります。また、県内の立地によって、県内に雇用の場が創出されまして操業を続けることで、従業員の新陳代謝によって県民の雇用の場がどんどん増えていくものと考えております。こうしたことから、県民雇用というのは要件としていないという状況でございます。

○佐々木正行委員

そこについてはよく分かりました。この企業誘致施策というのは、経済面でも雇用面でも非常に重要な取組だと認識しております。この誘致施策の見直しに当たっては、より効果的な施策となるように今後も鋭意進めていただきたいというふうに思います。そして、地域経済の活性化に努めていただきたいと要望して、私の質問は終わります。